

## 函館市地域公共交通協議会 設立趣意書

## 1 設立趣旨

函館市では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「活性化再生法」という。）第 6 条第 1 項および道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）における、公共交通に関する協議の場として、これまで「函館市生活交通協議会」が、その役割を担ってきたところである。

こうしたなか、令和 2 年の活性化再生法の改正に伴い、今後は、地域における協議会が、同法に基づく補助事業等の実施主体となることも求められたところであり、市の調査・諮問機関である「函館市生活交通協議会」では、その性格上、事業の実施主体としての役割を果たすことが難しいことから、これに代わり、地域における公共交通に係る各種協議の場としての機能を承継しつつ、各事業の実施を担う主体として、新たに函館市地域公共交通協議会を設立するものである。

## 2 協議会が取り組む事業

- (1) 函館市内におけるバス生活路線の確保方策およびサービスの充実に関する協議
- (2) 路面電車の活性化および走行環境等の改善に関する協議
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、陸上交通の確保およびバリアフリー化に関する協議
- (4) 地域公共交通計画の策定および変更、調査等に関する事業の実施ならびに協議
- (5) 地域公共交通計画に掲げられた事業の実施および連絡調整
- (6) 道路運送法の規定に基づく地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様および運賃・料金等に関する協議
- (7) 前 6 号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること

### 3 協議会の構成

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者およびその組織する団体
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (4) 旅客鉄道事業者
- (5) 住民または利用者の代表
- (6) 北海道運輸局長の指名する職員
- (7) 渡島総合振興局長の指名する職員
- (8) 函館市長の指名する職員
- (9) 函館市企業局長の指名する職員
- (10) 道路管理者
- (11) 港湾管理者
- (12) 交通管理者
- (13) その他協議会が特に必要と認める者

### 4 協議会の役員

- (1) 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名する。
- (2) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (4) 監事は、委員の互選により定める。
- (5) 監事は、協議会の会計を監査する。
- (6) 会長、副会長および監事は、相互に兼ねることはできない。